

会計規程細則（抄）

平成 15 年 10 月 1 日
独立行政法人日本貿易振興機構内規第 48 号
最新改正 令和 2 年 9 月 1 日

第 5 章 契約

第 2 3 条 規程第 34 条第 1 項第三号に該当する契約とは、次の各号の一に該当する場合の契約をいう。

- 一 予定価格が 500 万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が 300 万円を超えない財産の買入れをするとき。
- 二 予定賃借料の年額又は総額が 160 万円を超えない物件の借入れをするとき。
- 三 予定賃貸料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件の貸付けをするとき。
- 四 予定価格が 100 万円を超えない財産の売払いをするとき。
- 五 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約をする場合で、その予定価格が 200 万円を超えないとき。

第 2 4 条 規程第 35 条第 1 項第四号に該当する契約とは、次の各号の一に該当する場合の契約をいう。

- 一 予定価格が 250 万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が 160 万円を超えない財産の買入れをするとき。
- 二 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件の借入れをするとき。
- 三 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件の貸付けをするとき。
- 四 予定価格が 50 万円を超えない財産の売払いをするとき。
- 五 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約をする場合で、その予定価格が 100 万円を超えないとき。
- 六 運送又は保管をさせるとき。
- 七 外国で契約をするとき。
- 八 事業経営上、特に必要な物品の買入れをし、若しくは製造をさせ、又は土地建物の借入れをするとき。
- 九 公募又は企画競争を実施したとき。
- 十 競争に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。この場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた価格その他の条件を変更することができない。
- 十一 落札者が契約を結ばないとき。この場合においては、契約金額は、落札金額の制限内とし、期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

2 機構は、機構が締結した契約のうち、予定価格が当該契約の種類に応じて前項第一号、第二号及び第五号の金額を超えるものについては、原則として契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内。また、外国で締結した契約については、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後遅滞なく行う。）に機構のウェブサイトに掲載する方法により公表するものとする。ただし、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第36号）に該当するもの及び契約相手の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの並びに機構の安全又は経営上の正当な利益を害するおそれがある場合はこの限りではない。

3 前項による公表は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までの間ウェブサイトに掲載するものとする。

4 第2項の規定による公表を行う場合には、次の各号に掲げる事項をウェブサイトに記載するものとする。

- 一 物品等又は役務の名称及び数量
- 二 契約締結者の氏名、役職及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手先の名称及び所在地
- 五 契約金額
- 六 入札方法及び落札方式（一般競争、指名競争のみ）
- 七 随意契約によることとした理由
- 八 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められるものに限る。）
- 九 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- 十 機構の主務省と同一の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 十一 その他必要な事項

第25条 規程第36条ただし書に規定する軽易な契約とは、次の各号の一に該当する場合の契約をいうものとする。

- 一 150万円を超えない一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約をするとき。
- 二 外国で200万円を超えない一般競争入札又は指名競争契約若しくは随意契約をするとき。
- 三 物品売払の場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。

附 則

この内規は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 5 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 19 年 11 月 27 日から施行し、平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。